

事務連絡
令和4年2月25日

通所介護事業所 管理者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

ADL維持等加算（Ⅲ）の届出について（通知）

令和3年度から、ADL維持等加算の算定要件が変更され、従来のADL維持等加算は「加算（Ⅲ）」となり、令和4年度までの経過措置の後廃止される予定です。令和4年度に「加算（Ⅲ）」を算定する場合には、以下を参考に、届出してください。

記

【令和4年度の算定に必要な届出について】

（注意） 令和3年3月31日において現に、改正前のADL維持等加算（申出）を「あり」と届出を行っている事業所のみ経過措置です。改正後のADL維持等加算（Ⅰ）・（Ⅱ）の届出を行っていない事業所は、算定することができます。

1 提出書類

- （1）介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- （2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙1）
※「ADL維持等加算（Ⅲ）」を「あり」として届け出てください。
- （3）ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）

※各様式については「かがわ介護保険情報ネット」をご覧ください。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>)

2 提出期限

令和4年3月15日（火）まで（期日までに必着）

3 提出先

香川県健康福祉部長寿社会対策課 在宅サービスグループ 電話(087)832-3269

4 算定対象事業所の決定

県は、国保連合会が行う算定要件適合の確認結果と、令和4年3月15日までに届出のあった「ADL維持等加算に係る届出書（様式第70号）」の要件を確認した上で、ADL維持等加算の対象事業所を決定します。

5 留意事項

- （1）「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を届け出ている場合でも、算定要件を満たさなければ、算定の対象となりません。

(2) 算定要件を満たしていても、ADL維持等加算算定の申出や算定の届出をしていない場合は、算定できません。

※各届出の様式については「かがわ介護保険情報ネット」をご覧ください。

(<https://www.pref.kagawa.lg.jp/choju/choju/jigyosya/youshiki/kyufuhi.html>)

(3) 新たにADL維持等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合には、要件を満たしたうえで、算定開始月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」と届出を行ってください。「加算（Ⅰ）」又は「加算（Ⅱ）」の算定要件につきましては、末尾の資料（介護保険最新情報 Vol. 934）を御参照ください。（※高松市内の通所介護事業所及び各市町の地域密着型通所介護事業所については、各保険者へお問い合わせください。）。

【参考資料】

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（第2 7 通所介護（12）ADL維持等加算について）（平成12年3月1日老企第36号 改正 令和3年3月16日老高発0316第3号・老認発0316第6号・老老発0316第5号（介護保険最新情報 Vol. 934））

(<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>)

○ADL維持等加算に関する事務処理手順及び様式例について（介護保険最新情報 Vol. 648）

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12300000-Roukenkyoku/0000203422.pdf>)

○平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 4）（介護保険最新情報 Vol. 657） 問7

(<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisaku-jouhou-12300000-Roukenkyoku/0000210115.pdf>)

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課
在宅サービスグループ

TEL 087(832)3269